⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑺　契約書の作成の要否　要。
⑻　施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入札するための照会窓口　上記４⑴と同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　手続きにおける交渉の有無　無。
⒀　対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yasuyuki Yoshizawa, President, Tokyo Medical and Dental University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of hospital of Tokyo Medical and Dental University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 9 January 2020, 17 : 00
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 27 February 2020, 11 : 00
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Section, Facilities Division, Administration Bureau, Tokyo Medical and Dental University, 1―5―45, Yushima, Bunkyo-ku, Tokyo, 113―8510, Japan, TEL : 03―5803―5053

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京医科歯科大学機能強化棟新営その他電気設備工事
⑶　工事場所　東京都文京区湯島１―５―45　東京医科歯科大学湯島団地構内
⑷　工事概要　建物用途　病院
　棟名称　機能強化棟
　構造　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
　階数・面積　地上７（建築基準法上９）階　地下２階　建築面積約2,486㎡　延べ面積約15,372㎡
　工事内容　機能強化棟新営に伴う電気設備工事。なお、本工事に伴う建築一式工事、機械設備工事は別途発注予定である。
⑸　工期　契約締結時の翌日から令和４年６月30日（木）まで。
⑹　使用する資機材　電灯設備一式、動力設備一式、雷保護設備一式、受変電設備一式、電力貯蔵設備一式、発電設備一式、構内情報通信網設備一式、構内交換設備一式、拡声設備一式、誘導支援設備一式、テレビ共同受信設備一式、監視カメラ設備一式、防犯・入退室管理設備一式、火災報知設備一式、中央監視制御設備一式、構内配電線路一式、構内通信線路一式
⑺　本工事は、工事施工について、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人東京医科歯科大学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同17条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点以上、共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点以上であること。
⑷　2004年度（平成16年度）以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
　①　単体又は共同企業体の代表者
　　㈠　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積7,000㎡以上の病院
　　㈡　新営電気設備工事
　②　共同企業体の代表者以外の構成員
　　㈠　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積3,500㎡以上の病院
　　㈡　新営電気設備工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
　・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの。